

昭和二十五年三月三十一日 日刊(日曜休日休刊)  
第三種郵便物認可

# 官報

昭和二十八年  
三月十三日

## 省 令

●農林省令第四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和二十八年三月十三日

農林大臣 田子 一民

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表の二の植物の欄中「トマト」を「トマト(北緯二十六度以北の南西諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるものであつて原産地証明書のあるものを除く)」に、同表の九の植物の欄中「いねわら及びその加工品並びに種もみ及び」を「いね、いねわら及びその加工品、もみ並びに」に改める。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告 示